

加須市パートナーシップ制度の導入について（案）

1 主な経過

| | |
|------------|--|
| 平成30年6月29日 | 加須市議会が「LGBTにおける同性パートナーシップの推進を求める請願」を不採択（賛成13・反対14） |
| 令和元年6月28日 | 加須市議会が「LGBTにおける同性パートナーシップの推進を求める請願」を採択（賛成27・反対0） |
| 令和3年3月3日 | 3月議会の一般質問に対し「課題を一つ一つ解決した上で、導入についてさらに研究していく。」と答弁 |
| 令和3年6月29日 | 加須市議会が「加須市におけるパートナーシップ認証制度の創設を求める請願書」を採択（賛成23・反対3） |
| 令和4年6月20日 | 6月議会の一般質問に対し、「制度の導入に向けて検討していく。」と答弁 |
| 令和4年9月9日 | 9月議会の一般質問に対し、「制度の導入に向けて、課題の整理など引き続き検討していく。」と答弁 |
| 令和4年10月31日 | 政策会議でパートナーシップ制度を導入することを検討し、決裁で決定 |

2 制度（案）の概要

加須市パートナーシップ制度は、双方又は一方が性的少数者のカップルが互いを人生のパートナーとし相互の人権を尊重し日常生活において継続的に協力し合うことを約する二人の関係を証明するものです。

この制度は、婚姻制度と異なり、相続の権利や扶養の義務などの法的効力は生じません。

- ・ 目的…一人ひとりがお互いの多様性を認め合い尊重し合う差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指すもの
- ・ 対象者…①民法第4条に規定する成年（満18歳以上）であること
②市内に住所を有すること
③双方又は一方が性的少数者であること
④配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと
⑤宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップ関係がないこと
⑥民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）又は第735条（直系姻族の婚姻の禁止）の規定により婚姻することができない者でないこと
- ・ 内容…上記要件に該当するカップルが、市長に「パートナーシップ宣誓書」（パートナーシップ関係である宣誓書）と「誓約書」（パートナーシップ宣誓制度の対象者である要件を満たしている誓約書）を提出し、市長が「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を交付するもの

3 制度導入の効果

- ①宣誓をしたという事実を証明をすることにより、宣誓者の精神的な安心感や生きづらさの軽減を図ることができます。
- ②多様な性に関し、市民への理解の促進や啓発につながります。

4 今後のスケジュール

| | |
|-----------|--|
| 令和4年11月 | 人権施策推進審議会への意見照会 要綱の制定 市議会への報告 市民への報告（広報紙、HP、人権啓発展等） |
| 令和5年3月23日 | 制度開始 |

